



こどもの未来

えん
応援条例に関する

取組事例集

令和7年3月

鹿児島市こども福祉課

目次

はじめに	1
------	---

・「こどもの未来応援条例」で定める役割と取組の相関図	2
----------------------------	---

I 事例紹介

▼「第10条 こどもの意見表明及び社会参加」に関する事例

・こどもがまちづくりへ提言(八幡こどもプロジェクトチーム)	4
・園児主導の「お誕生日会」(幼保連携型認定こども園おひさまこども園)	4
・生徒会主体の学校行事運営(鹿児島大学教育学部附属中学校)	5
・キャリア教育冊子の配布(株式会社 FCR)	5
・生徒が制服の見直しに奮闘(鴨池中学校)	6
・自ら考え行動することを共有(志学館中等部・高等部)	6
・人権同和教育に注力(東谷山小学校)	7
・「サークルタイム」で意見聴く(幼保連携型認定こども園錦ヶ丘)	7
・子ども主体で作品展(幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園)	8

▼「第11条 安全、安心な環境の整備等」に関する事例

・子どもの安全を地域で見守り(NPO法人親子見守り隊)	10
・幼児安全法講習を実践(日本赤十字社鹿児島県支部)	10

▼「第12条 こどもの居場所づくり」に関する事例

・プレーパークで自然活動体験(社会福祉法人鹿児島福祉会)	12
・学校内に「心の居場所」(花野小学校)	12
・不登校生徒が過ごす場を確保(紫原中学校)	13
・地域散策で住民と交流(生見児童クラブ)	13

▼「第13条 子育て家庭への支援等」に関する事例

- ・未就園児教室が語らいの場に(幼保連携型認定こども園伊敷幼稚園) 16
- ・従業員の子が会社で宿題(イタックス株式会社) …………… 16
- ・「子育て応援プロジェクト」を展開(株式会社鹿児島放送) …………… 17
- ・企業型保育園と契約して利用(株式会社サナス) …………… 17
- ・子の看護休暇や時短制度を充実(株式会社南電工) …………… 18
- ・夜勤にも対応した法人内託児所(さくら託児所) …………… 18
- ・子ども食堂への支援に注力(城山観光株式会社) …………… 19
- ・子育てサロンで親子が交流(鹿児島市社会福祉協議会) …………… 19
- ・企業主導型園、病児保育と連携(わいずの杜保育園) …………… 20
- ・歯科スタッフ専用の保育園(Lindo 保育園) …………… 20

▼「第14条 育ち学ぶ施設の職員等への支援等」に関する事例

- ・全職員が「性教育」を学ぶ(らしさ保育園) …………… 22

[コラム] 広がる「子ども食堂」がこどもの居場所に …………… 23

[資料] こどもの未来応援条例(全文掲載) …………… 25

はじめに

本市では、こどもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、将来にわたってこども達が夢や希望を持てる社会の実現を目指すため、令和5年5月にこどもの未来応援条例を施行しました。

こどもの未来応援条例は、こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者の役割を明らかにするとともに、こどもの健やかな育ちを支える大人の取組として、次のような内容を示しています。

第10条 こどもの意見表明及び社会参加

- 社会に参加する機会（意見の表明等）の設定
- 主体的な社会活動の支援
- こども目線の情報及び学ぶ機会の提供

第11条 安全、安心な環境の整備等

- 有害及び危険な環境から守る取組の推進
- 豊かな自然環境や文化等の保全

第12条 こどもの居場所づくり

- こどもの居場所づくり

第13条 子育て家庭への支援等

- 保護者に対する必要な支援
- 特別な支援が必要な子育て家庭への支援

第14条 育ち学ぶ施設の職員等への支援等

- 施設職員等への支援
- 施設運営の情報提供

本事例集は、引き続き条例の内容や子どもの権利を周知するだけでなく、子どもを支える大人が実施していただきたい取組を推進するため、条例に関する優良な取組を掲載し、参考にしていただく目的で作成したものです。条例上の内容ごとに取組事例を整理し、紹介します。

謝辞

本事例集の作成にあたっては、鹿児島市内の保育施設、児童クラブ、地域コミュニティ協議会、小・中・高校、民生委員・児童委員、児童発達支援施設、事業者等に情報提供のご協力をいただきました。この場を借りて、御礼を申し上げます。

「こどもの未来応援条例」で定める役割と取組の相関図

支える主体（人）		条例上で求めている取組（こと）																		
		第10条			第11条		第12条	第13条		第14条		第15条	第16条	第17条	第18条	第19条				
		こどもの意見表明 及び社会参加			安全、安心な 環境の整備等		こども の 居場所 づくり	子育て家庭への 支援等		育ち学ぶ 施設の職員等 への支援等		こども の 状況に 応じた 支援	相談 機能の 充実等	広報 及び啓 発	調査、 情報 収集等	計画の 策定等				
条例上の役割		社会に参加する機会 （意見の表明等）の 設定	主体的な社会活動 の支援	子ども目線の情報 提供 及び学ぶ機会の 提供	取組の推進	有害及び危険な 環境から守る	豊かな自然環境や 文化等の保全	居場所づくり	こどもの 居場所づくり	保護者に対する 必要な支援	特別な支援が 必要な子育て家庭 への支援	施設運営の 情報提供	施設職員等への 支援	暴力等の予防、 防止及び早期発見、 適切な支援	機会の確保、 機能の充実	相談対応及び支援 機会の確保、 機能の充実	子ども施策の 広報及び啓発	情報収集、公表	計画の策定	
市	子ども施策の 総合的・計画的な 推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	保護者等との協働、 国・他都市との 連携	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	保護者等への 支援、調整	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	必要な体制整備、 財政上の措置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保護者	良質な 家庭環境づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自分を大切にする 気持ちの育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	基本的な 生活習慣、社会性 等の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
育ち学ぶ施設	主体性(考え、学び、 行動する)の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	こどもと話し合い、 考える機会の 確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	人間性及び 社会性の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	安全の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
市民	課題の早期発見、 支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	子ども支援への 理解・関心	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域	地域活動等による 育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	遊び、学べる 環境づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	住民間の交流、 見守り活動等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事業者	同・異世代間の 交流機会の提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	子育てへの 理解の醸成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	仕事と生活の 調和に必要な 環境整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	活動(団体、子ども) への協力等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
施設的安全性 及び利便性の 確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第10条

こどもの意見表明 及び社会参加

- 1 市及び保護者等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 2 市及び保護者等は、こどもの社会参加を保障するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動の支援に努め、自らが行うこどもへの支援に関する施策、取組等について、こども自身が理解を深められるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供を行うものとする。

《 取組事例 》

- こどもがまちづくりへ提言
(八幡こどもプロジェクトチーム)
- 自ら考え行動することを共有
(志学館中等部・高等部)
- 園児主導の「お誕生日会」
(幼保連携型認定こども園おひさまこども園)
- 人権同和教育に注力
(東谷山小学校)
- 生徒会主体の学校行事運営
(鹿児島大学教育学部附属中学校)
- 「サークルタイム」で意見聴く
(幼保連携型認定こども園錦ヶ丘)
- キャリア教育冊子の配布
(株式会社FCR)
- 子ども主体で作品展
(幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園)
- 生徒が制服の見直しに奮闘
(鴨池中学校)

こどもがまちづくりへ提言

八幡校区コミュニティ協議会が、新たな「コミュニティプラン」策定にあたり協議会の(準)構成団体として「八幡こどもプロジェクトチーム」(YKP)を設置し、こどもがまちづくりに参加できる取組を始めた。YKPはメンバーを公募し、中学生を中心に33名で活動しており令和7年度からは高校生も加わる予定。メンバーたちは、公園の利用状況、トイレの管理状況等をこどもの視点で現地調査、提言をまとめた。協議会役員会は、YKPの要望・意見等を尊重し意見交換、一部連名で行政に提言している。



「チーム会議」の様子



「現地調査」の様子



こどもたちの意見を、地域の組織が受け止める体制をとっており、YKPには大学生が補助員として参加も。

八幡こどもプロジェクトチーム(YKP)

下荒田4丁目7-11

099-253-6666

園児主導の「お誕生日会」

保育方針は、子どもの主体性を育てる保育で、そうした特徴が表れる一つが、毎月開かれるお誕生日会だ。5歳児が司会を行い、園児が「こんな出し物をしたい」といった発案を行い、決めていく。

生活発表会もその延長で、クラスごとにおどり、劇などやることを決め、時には台本まで作ることも。また、運動会では、鉄棒、マット運動、長縄など各自が得意な種目を披露する演目がある。



5歳児が司会の「お誕生日会」



当初は日常的な場面で、子どもの意見を大事にする保育を行っていたが、それを徐々に広げ、子どもが行事に参画するまでに発展していった。

幼保連携型認定こども園おひさまこども園

小原町12-1

099-269-2880

詳細



生徒会主体の学校行事運営

生徒会が行事の企画に積極的に参加する。例えば、運動会では、もともと、男子が棒倒し、女子がむかで競争を行っていたが、競技の危険性やコロナ禍における生徒同士の接触等に問題提起がなされ、玉入れ競技に変更された。競技性を高める方法を生徒会が中心となって考え、“遠くから投げる”、“競技時間を調整する”、“得点の高いお手玉を設ける”等、毎年少しずつ改善しながら実施している。

生徒会の企画は、職員会議で提案され、実現につながっている。



運動会種目「若き夢(玉入れ競技)」の様子



生徒側の提案を形にするため、生徒会顧問や企画委員の先生がサポートしながら進めている。

鹿児島大学教育学部附属中学校

郡元1丁目20-35
099-285-7932

詳細



キャリア教育冊子の配布

地域を支える企業の仕事を紹介する「発見たんけん鹿児島市」を制作している。発行元はKPクリエイションズで、賛同したFCRが委託を受けて取材、記事作成を担う。小学4年生向けに6,500部を作成し、鹿児島市内の公立小学校へ無償配布している。

さまざまな業種の企業20社を取り上げ、働く人の声も紹介する。制作費は、企業からの協賛金でまかなう。子どもたちの将来の職業選択に資する取組と位置付けている。



2024年度版「発見たんけん鹿児島市」



協賛金を募ることで無償配布を実現し、学校とも協力し子どもたちのもとへ着実に届けている。

株式会社 FCR (KPクリエイションズ株式会社)

新屋敷町24-5 ※ KP社は宮崎市
099-201-3170

詳細



生徒が制服の見直しに奮闘

生徒総会で、校則に関する意見や要望が多く挙がったのをきっかけに「校則見直し検討委員会」が結成された。「学校という場に合った身だしなみを考える」をテーマに、学校の協力を得て、城山ホテル鹿児島を訪問して身だしなみについて学んだり、定期的に私服で登校できる日を設ける大分大学附属中学校との交流を実施。学校にふさわしい服装を考える「鴨池 TPOの日」の企画につなげた。こうした取組が実を結び、制服の変更が決定し、校則見直しの動きも進んでいる。



城山ホテル鹿児島での研修の様子



生徒たちが考える機会づくりとして、学校が民間企業きぎょうでの研修や他校との交流をサポートしている。

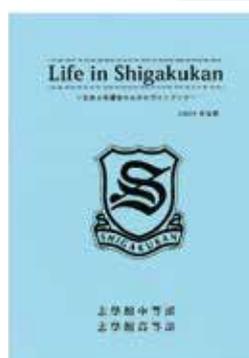
鴨池中学校

📍 真砂本町 58-58
☎ 099-253-9600

自ら考え行動することを共有

いま自分が何をなすべきか考えて行動することを「スマート」と呼んでおり、学校にふさわしい制服の着方や髪形かみをルールしじょうで縛るのではなく、生徒が自ら考え、行動する環境かんきょうを整えている。入学時「Life in Shigakukan」を配付し生徒・保護者と共通理解を図っている。

また、体育祭や文化祭では、生徒が主体的に動けるように、生徒による実行委員会方式をとり、本番前の授業の構成等を生徒主体で考えて準備する。



Life in Shigakukanの表紙



教室棟・体育館の全景



自由な校風のもと、自分で判断し行動する生徒たちをバックアップする教員も生徒と共に考え、指導にあたる。

志學館中等部・高等部

📍 南郡元町 32-1
☎ 099-252-1038



人権同和教育に注力

1～3学期の年3回、「人権旬間^{じゆんかん}」を定め、すべての学級で、すべての担任の先生が人権同和教育についての授業を行っている。道徳の教科書や全国人権教育研究協議会の冊子を活用するなどして、各学年ごとに、仲間、障害者や性差別、親切、いじめなどさまざまなテーマについて学んでいる。

このほか、6年生は年間6、7回ほど、歴史の授業の中で、部落史に特化した授業も行い、学びを深めている。



部落問題学習の様子



教職員向けの研修も年3回行い、レポートを持ち寄るなど、指導する側の研鑽^{けんざん}に努めている。

東谷山小学校

魚見町124-1

099-268-5141



「サークルタイム」で意見聴く^き

子どもと大人がお互^{たが}いに「〇〇さん」と呼び、対等な関係の会話を心掛ける。朝の集まり等の場面で、輪になって簡単な質問のやりとりや大人も子どもも自分の思っていることをお互^{たが}いに通わせるサークルタイムを実施。子どもの意見表明できる場を大切にしている。

また、性教育によるプライベートゾーンや大人等からの嫌^{いや}なことに対し、「NO」と言える大切さについて教えており、子どもたちが心と身体を大事にできるよう努めている。



小人数で子どもたちと話し合う様子



意見を伝えるための時間を日常の中に設け、その意義を確かめることができる。また、園児とのコミュニケーション方法については園内研修で職員が学ぶ機会も。

幼保連携型認定こども園錦ヶ丘^{けい にしきがおか}

吉野町2219

099-244-0006

詳細



子ども主体で作品展

大人が用意したものを子どもにさせるのではなく、こどもの主体性を大切にしている。例えば、絵を描きたい子には、クレヨン、絵の具、色鉛筆、指で描く等の方法を示し、自分で選べるようにしている。

その集大成となるのが、年長が作る2月の作品展だ。テーマ設定を数日かけて子ども同士で話し合っ決めて。5年度は「私たちが住むまち、谷山」がテーマとなり、「谷山には電停や駅があるね」などと話をしながら、園児たちが絵や工作で作品を仕上げていった。



2月の作品展の様子



👍 ここが いいね!

職員が常に「こうした方がいいよ」ではなく「どうしたい?」と声掛けするよう努めている。

幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園

📍 東谷山3丁目31-13

☎ 099-268-2340

詳細



第11条

安全、安心な 環境の整備等

- 1 市及び保護者等は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市及び保護者等は、鹿児島島の豊かな自然、文化芸術等が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共に、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

《 取組事例 》

- 子どもの安全を地域で見守り (NPO 法人親子見守り隊)
- 幼児安全法講習を^{じっせん}実践 (日本赤十字社鹿児島県支部)



子どもの安全を地域で見守り

事情を抱えた家庭にお弁当などの生活に必要な物資を毎週配布している。活動地域は吉野で、配布も兼ねて地域全体(吉野小、吉野東小、川上小校区)を代表である三好さんの自家用車で巡回。夕方の時間帯1時間半ほどかけて、子どもの安全を見守っている。

また、12月には、かんまちあで子ども向けイベントを実施し、お菓子の無料配布等を行う中で、相談ブースも設けて家庭の悩み事にも耳を傾けている。



ステッカーをはった車で巡回



イベントの様子



「親子見守り隊」のマグネットステッカーを車にはることで、見守りしている姿を“見える化”している。

NPO 法人親子見守り隊

📍 吉野町11076-43
☎ 099-800-5166



幼児安全法講習を^{じっせん}実践

乳幼児期に起こりやすい事故の予防と、窒息など緊急時の対応法や、熱中症対策、看病の仕方などを指導する「赤十字幼児安全法講習」。講習の普及を通して、子育て中の保護者の支援や、子どもの健康と安全を守り育てる地域づくりにつなげている。

子育てサロンや幼稚園、保育園、こども園から多く依頼を受けており、活動は20年以上続いている。



資料による解説とともに、心肺蘇生・AEDの使い方などをレクチャー



乳幼児期に起こりやすい事故の予防から、緊急時の対応や看病まで学ぶことができる。

日本赤十字社鹿児島県支部

📍 鴨池新町1-5
☎ 099-256-2099 (講習専用)

詳細



第12条

こどもの 居場所づくり

市及び保護者等は、こどもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、遊びその他の体験又は年齢の異なるこどもや地域住民との交流を通して、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりに努めるものとする。

《 取組事例 》

- プレーパークで自然活動体験（社会福祉法人鹿児島福祉会）
- 学校内に「心の居場所」（花野小学校）
- 不登校生徒が過ごす場を確保（紫原中学校）
- 地域散策で住民と交流（生見児童クラブ）

KEY WORD

体験の場
提供

プレーパークで自然活動体験

ふじヶ丘^{おか}保育園(緑ヶ丘町)やくすの子保育園(小野)等を運営する鹿児島福祉会^しが、子どもが自然と触れ合う場づくりの一環で、令和4年から取り組んでいるのがプレーパークだ。緑ヶ丘町の公園で使用許可を取り、竹や木を切ったもの(お皿、コップ、箸など)を作ったり、木にロープを結んだり、自由に遊べる機会を確保している。

また、法人の運営する施設^{しせつ}の一室を活用して、月に1、2回学習支援^{えん}の場も提供しており、居場所づくりの支援に力を入れている。



ものづくりや、木にロープを結んだブランコを楽しんでいる様子



ここがいいね!

子どもたちが自由に遊べる環境^{かんまう}を担保するため、大人がプログラムや禁止事項^{しじこう}を決めたりせず、子どもの主体性に合わせて運営している。

社会福祉法人鹿児島福祉会^し

📍 緑ヶ丘町5-5

☎ 099-244-1590

詳細



KEY WORD



居場所づくり

学校内に「心の居場所」

個々の事情で学校に行けない、または教室に入れない子どもが過ごす場所として、空き教室を活用した心の居場所「ハピネス」を設置している。PTA等を通じて、周知した。

運営は、保護者のボランティアが担い、宿題等をする子どもたちを見守る。持続可能な形態^{こうりよ}を考慮し、開設は週1回とした。この「ハピネス」を利用し、通常学級^{もど}に戻った児童もいる。



「ハピネス」で児童が作った作品



ここがいいね!

空き教室の活用や、保護者のボランティアと連携^{けい}を図ることで、場所・人材確保の両面で工夫している。

花野小学校

📍 花野光ヶ丘1丁目1-1

☎ 099-228-0221

詳細



不登校生徒が過ごす場を確保

タブレットの普及^{ふきゅう}により、使わなくなったパソコン室の活用を議論する中で、不登校の児童生徒らの居場所であるフレンドシップ(教育支援センター)の校内版を設けることができないか、との案が浮上^{ふじょう めいしやう}。名称「フレンドルーム」として、運用がスタートした。

支援員(スクールカウンセラー)を配置し、昼間の学校が開いている間は、月曜～金曜日でいつでも利用可能。自学自習^{えん}や支援員に話を聞いてもらう場となっている。



「フレンドルーム」の様子



「いつでも来れる、過ごしたいように過ごせる」という場
にすることで、子どもの意思を尊重できている。

紫原中学校

📍 紫原6丁目31-19
☎ 099-257-4554

詳細



地域散策で住民と交流

土曜日や長期休暇中の午前中は、学習タイム・おやつ
の時間があつた後、自由時間を設けている。この時間を利用して、子どもたちと気分転換^{かん}を兼ねて散策を行うようになった。

歩きながらすれ違う地域の人たちと会話をするきっかけとなり、回数を重ねるごとに、子どもたちの顔や名前を覚えてもらったり、文字通り「顔が見える関係づくり」へとつながっていった。

周囲が田畑や川などの、自然豊かな地域性を活かした取組ともいえる。



地域散策の様子



交通量の多いところへは行かない、といった安全面
にも配慮^{はいりよ}することで、校外での活動を実現している。

生見児童クラブ

📍 喜入生見町1365
☎ 099-343-0081

第13条

子育て家庭への 支援等

- 1 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。
- 2 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対し、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

《 取組事例 》

- 未就園児教室が語らいの場に
(幼保連携型認定こども園伊敷幼稚園)
- 夜勤にも対応した法人内託児所
(さくら託児所)
- 従業員の子が会社で宿題
(イタックス株式会社)
- 子ども食堂への支援に注力
(城山観光株式会社)
- 「子育て応援プロジェクト」を展開
(株式会社鹿児島放送)
- 子育てサロンで親子が交流
(鹿児島市社会福祉協議会地域福祉推進課)
- 企業型保育園と契約して利用
(株式会社サナス)
- 企業主導型園、病児保育と連携
(わいずの杜保育園)
- 子の看護休暇や時短制度を充実
(株式会社南電工)
- 歯科スタッフ専用の保育園
(Lindo保育園)



未就園児教室が語らいの場に

未就園児教室「よいこの広場」を10年以上前から続けており、年間20回以上開催している。未就園児が対象であり、地域の教育力としての位置付けや園児確保を目的としているが、親子で楽しく1時間ほど活動した後、自由時間(残っても帰っても良い時間)をあえて設けている。

そうすることで、参加した保護者同士が情報交換をしたり、コミュニケーションを図ったりする場としての機能も果たすようになった。



「よいこの広場」の様子



午前中に開催するため、午後の保育担当職員が企画・対応することで、無理のない継続的な運営を実現している。

幼保連携型認定こども園伊敷幼稚園

詳細

伊敷5丁目19-20
099-229-2010



従業員の子が会社で宿題

令和6年の夏、従業員の子どもたちが会社で宿題をする「夏休みキッズお勉強会」を2日間、実施した。きっかけは、新型コロナウイルスの収束後、会社の福利厚生で行ったBBQイベントで、従業員とその子どもたちが触れ合う機会があり、その交流をより深めようと企画された。

当日、参加した従業員の親子らは朝、一緒に出勤。子どもたちは社の会議室で、夏休みの課題を進めたり、工作に励んだりした。参加者からも好評で、令和7年度も継続する予定だ。



会社で宿題に励む子どもたち



当日は、企画部門の社員2名が付き添い、そうした取組に職場が理解を示している。

イタックス株式会社

詳細

小松原1丁目44-8
099-210-2430



「子育て応援プロジェクト」を展開

KEY WORD
♀
子育ての
情報発信

夕方ニュース番組「おやっと！」で毎週金曜に週末の子ども食堂情報を発信している KKB。

このほか、鹿屋体育大学と子どもの体力向上を目的とした運動プログラムの普及や、子どもたちに木の香りやぬくもりに触れてもらう“木育”イベントなどを行ってきた。

SDGs 推進活動として、令和5年度からこうした子育てに関連する取組を「子育て応援プロジェクト」と定義し、新たなイベントを計画するなど取組のさらなる拡大を目指している。



夕方ニュース「おやっと！」
毎週金曜日 18:35ごろ



子育て支援を「情報発信」の面から支えるのは、放送事業者ならではの視点。

株式会社鹿児島放送 (KKB)

与次郎2丁目5-12
050-3816-5111

詳細



企業型保育園と契約して利用

KEY WORD
♀
従業員への
子育て支援

企業主導型保育園「ニチキッズとうかい中央保育園」と協定を結び、会社の従業員の子どもが優先的に入園できる仕組みを整えた。同保育園とは、グループ等の関係性ではないが、立地的な距離が近いことから連携するに至った。

従業員の仕事と家庭の両立を図る方法について、社内で検討する中で、いわゆる待機児童を抱える子育て世代を支援しようと始めた。



ニチキッズとうかい中央保育園



「共同利用」と呼ばれる仕組みで、出産・育児による離職防止等に資する取組と言える。

株式会社サナス

南栄3丁目20番地
099-269-1011

詳細



KEY WORD

従業員への
子育て支援

子の看護休暇や時短制度を充実

「年次疾病有給休暇」という独自制度があり、消滅時効を迎えた有休を、社独自の休暇として積み立て、従業員やその家族の看護が必要になった際に使える仕組みだ。子の看護等を心配して有休を残しがちな状況を解消するのが狙いだ。

また、令和4年からは、育児を理由とした時短勤務制度（最大2時間）の対象年齢を3歳から11歳に引き上げ。「小学校低学年までは子の世話がかかることが多い」といった従業員の声を受けて、緩和が実現した。



安心して家庭と仕事を両立できる制度の利用を推進



制度化により社として方針を社内に示すことになり、休暇や時短に対する職場の理解が深まることにつながる。

株式会社南電工

天保山22-28

099-254-3101

詳細



KEY WORD

従業員への
子育て支援

夜勤にも対応した法人内託児所

病院、グループホーム等を運営する医療法人寛容会で働くスタッフの勤務時間内の子どもを預かる託児所。1994年に設立し、30年の歴史がある。2019年には自然に囲まれ、園庭が完備された環境へと移設した。

専属の保育士6名・補助1名を配置することで平日だけでなく、土日祝も開所している。また、スタッフが夜勤の際の預かりも行い、子どもは保育士と夕食を食べて就寝。利用は月10回前後ある。託児所が休みと決まっているのは元日のみ。



さくら託児所の室内の様子



託児所の開園時間外であってもスタッフの早出やおそで遅出勤務に合わせて対応を行っている。

さくら託児所(寛容会 森口病院)

下田町1763

099-248-9097

詳細





子ども食堂への支援に注力^{えん}

社として、SDGsへの取組を強化しようと、ホテルメイドのパンを子ども食堂に提供する取組を令和3年に始めた。毎月2回、計400個届ける。この取組が派生し、5年には子ども食堂の子どもたちを招いた「こども食堂 in 城山」を開催した。

このほか、社員だけでなくテナント従業員も利用できる^{たく}託児所を完備し、子育てしやすい^{かんきょう}環境整備にも努めている。



「こども食堂 in 城山」の様子



パンの提供は、社内コンテストで提案されたのがきっかけで、賞味期限の確保等の研究も現場で働くスタッフが主体的に行い実現に至った。

城山観光株式会社

📍 新照院町41-1

☎ 099-222-2140

詳細



子育てサロンで親子が交流

「ふれあい子育てサロン」は、0～3歳^{さい}くらいの子を持つ保護者を対象に、育児について^{なや}悩みを語りあったり、情報交換^{かん}をしたりして交流を深める場として、季節の行事や親子遊び等を行っている。校区社会福祉協議会が主催し、校区社協の福祉委員(民生委員・児童委員・町内会等)、地域のボランティア等を中心に、子育てを地域ぐるみで支える取組を行っている。各校区社協で月1回程度、地域福祉館や公民館で開催^ししている。市内54か所で開催^ししており、地域の^{かいさい}実情に合わせ、校区を^{かいさい}またいで合同開催するところもある。



絵本の読み聞かせをしている様子



同世代の子どもたちや保護者同士の交流の場になっており、顔の見えるつながりが育まれている。

鹿児島市社会福祉協議会地域福祉推進課

📍 山下町15-1 かごしま市民福祉プラザ4階

☎ 099-221-6071

詳細





企業主導型園、病児保育と連携

株式会社 Y's カンパニーが手掛ける企業主導型保育園として、平成 30 年に設立した「わいずの杜保育園」。従業員が子どもを預けながら働ける環境を整えた。

さらにその後、看護師を配置し、病児保育を担う「わいずの虹保育園」を宇宿に開園。二つの園が連携することで、例えば「わいずの杜」で預かる園児が発熱した際に、「わいずの虹」へと移動させて見る、といった対応も可能で、従業員が安心できる仕組みづくりにつなげている。



わいずの杜保育園の外観



両園では、普段から子どもの情報について共有し、連携しやすい関係づくりに努めている。

わいずの杜保育園

谷山中央1丁目 4399
099-204-7985

詳細



歯科スタッフ専用の保育園

さこだ歯科で働くスタッフ専用のクローズ型保育園を運営する。歯科には女性スタッフが多く、結婚後も離職せず子育てしやすい仕組みづくりとして、スタートした。

保育士資格を持つ歯科スタッフが預かっており、園児がいない日は歯科助手として勤務するという運用。開園時間は午前 8 時～午後 7 時 30 分だが、診療時間が長引く等利用者の勤務状況に合わせて、預かり時間を延長するなど柔軟に対応することもある。



歯科医院から徒歩2分ほどの場所で行っている



保育園と歯科でスタッフを兼任にすることで人材確保するという工夫をし、園の運営を実現している。

Lindo 保育園

中央町 21-12 宮山ビル 3 階
080-4182-0354

詳細



第14条

育ち学ぶ施設の 職員等への支援等

- 1 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該育ち学ぶ施設の職員等がこどもの権利を尊重し、こどもの健やかな育ちの推進に取り組むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 2 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、保護者、市民及び地域に対して、施設運営の情報提供を行い、互いに連携し、及び協働して、当該育ち学ぶ施設を運営するよう努めるものとする。

《 取組事例 》

- 全職員が「性教育」を学ぶ(らしさ保育園)

全職員が「性教育」を学ぶ

3歳ごろから、トイレの時などに男女の性の違いについて興味を持ち始める傾向にあり、「性」についてどう教えていくかが、園の中で一つの課題となっていた。

令和5年度から、プライベートゾーンをテーマにした絵本の読み聞かせに力を入れるようになり、6年度からは、新たに全職員向けに外部講師(保健師、助産師)を招いた研修も実施。大人側が恥ずかしがらず、きちんと性について教える大切さを学んでいる。



性に関する絵本の読み聞かせ



ここがいいね!

時代とともに「性教育」の在り方も変化しており、職員側のアップデートが図られている。

らしさ保育園(いろどり・よしの・さくら)

〈いろどり〉

📍 草牟田2丁目6-14

☎ 099-801-8275

〈よしの・さくら〉

📍 吉野町3073-90

☎ 099-800-8275

広がる「子ども食堂」が こどもの居場所に

子ども食堂は、子どもや保護者、地域の人々に対し、無料又は低額で食事や団らんの場を提供するボランティア活動です。令和7年2月現在、鹿児島県登録の子ども食堂は、市内で60カ所以上あります。

参加対象を限定せず子どもや多世代の交流に軸足を置くところもあれば、事情により問題を抱える家庭の子などを対象に課題発見やケアに軸足を置くところもあり、目的や運営方法は多様ですが、共通しているのは、こどもの居場所として活動していることです。

子ども食堂の中には、ご飯づくりや会場の準備・片付け、団らんの場づくりに、子ども自ら参加したり、子どもの「こうしたい」というような意見を反映する動きもあります。また、中心となるボランティアならではの柔軟性を生かし、企業の社会貢献や学生の学びの場としても、様々な協力者を積極的に受け入れています。

こどもの居場所づくりは、こどもの未来応援条例でも、市や保護者等が取り組む活動と位置付けています。鹿児島市では、令和6年度から、こどもの居場所づくりの一環となるよう、子ども食堂を支援する団体が行う学習支援の取組に対し、助成する「こどもの居場所×学習機会づくり地域支援事業」を新規事業として立ち上げるなど、多様な手段でこどもの居場所を広げていくため、積極的な取組を進めています。



鹿児島市こどもの未来応援条例

〈目次〉

前文

第1章

総則(第1条-第3条)

第2章

市の責務及び保護者等の役割(第4条-第9条)

第3章

こどもの健やかな育ちを支える取組(第10条-第19条)

付則

こどもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、本来、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、成長の過程にあることから、こどもにとって最善の利益が尊重される中で、生きる、育つ、守られる、参加するなどのこどもの権利が保障されなければなりません。

近年、少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化などこどもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどこどもをめぐる様々な課題が生じており、これらは、こどもの人権と深く関わっています。

こどもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々とかかわる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にできる心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。おとなは、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添い、自立に向けて成長を支えていく必要があります。

鹿児島市では、これまでも地域でこどもを大切に育ててきており、次代を担うこどもが、こどもらしく今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、

心身ともに健やかに成長することは、時代を超えた私たちの切なる願いです。

私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、全てのこどもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、その成長を社会全体で相互に連携、協働して支えることにより、生まれ育った環境にかかわらず、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指し、条例を制定します。

〈第1章〉 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者(以下「保護者等」という。)の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育に関する施設、医療機関その他こどもの育ち、学び及び支援を目的として、こどもが通学し、通園し、通所し、利用し、入所し、又は相談する施設をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者(こどもを除く。)をいう。
- (5) 地域 町内会、地域コミュニティ協議会、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の市内で活動を行う非営利の団体等をいう。

- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) こども施策 こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな育ちは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重することを、全ての取組の基礎とすること。
- (2) こどもにかかわることを決める場合は、こどもの成長及び発達に応じ、こどもの意見を尊重するなどこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) おとなと共に社会を構成し、今の社会を生きる一員及び未来の社会の担い手として、こどもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- (4) 市の責務及び保護者等の役割に応じて自主的かつ主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協力することにより、こどもの健やかな育ちを支え合うこと。
- (5) 全てのこどもの声や願いが届き、多様性が尊重され、自分らしく生きることや、自分の可能性を伸ばすことができるまちづくりを進めることは、こどもだけでなく、鹿児島市に住む又は鹿児島市を訪れる全ての人にとって優しいまちづくりにつながるという認識の下に、福祉、医療、保健、教育及び地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること。

〈第2章〉

市の責務及び保護者等の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、こども施策の推進に当たっては、保護者等と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。
- 3 市は、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。
- 4 市は、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識するとともに、困ったときは1人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが心身ともに安らかに過ごすとともに、健やかに育つ家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期からこどもの人格を認め、自分を大切にす気持ちをもつとともに、こどもの成長及び発達に度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう支援すること。

(育ち学ぶ施設の役割)

第6条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを

認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもの成長及び発達に度に応じ、こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、こどもと共に語り、考える機会を確保すること。
- (2) 集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) 施設等におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするるとともに、こどもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、こどもの健やかな育ちを支えるよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域は、社会全体で子育てをするという意識を持ち、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域が、こどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、こどもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりを行うこと。
- (2) 住民間の交流、見守り活動等を通して、こどもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができる地域づくりを行うこと。
- (3) 地域における取組において、こどもがこども同士又は多様な世代と交流し、様々な体験をすることができる機会の提供を行うこと。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、こどもの権利を尊重するとともに、社会的影響力及び社会的責任を認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 雇用する労働者が安心してこどもを生子、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と生活の調和に必要な環境の整備を行うこと。
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域が行うこどもの育成に関する諸活動又はこどもの主体的な活動への協力を行うとともに、こどもが社会の仕組み及び生き方に対する理解を深めるための機会の提供を行うこと。
- (3) 所有し、又は管理する施設におけるこどもの安全及び利便性の確保に配慮すること。

第3章

こどもの健やかな育ちを支える取組

(こどもの意見表明及び社会参加)

第10条 市及び保護者等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 市及び保護者等は、こどもの社会参加を保障するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動の支援に努め、自らが行うこどもへの支援に関する施策、取組等について、こども自身が理解を深められるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供を行うものとする。

(安全、安心な環境の整備等)

第11条 市及び保護者等は、こどもを犯罪、事故、災害の被害その他こどもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、こどもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市及び保護者等は、鹿児島県の豊かな自然、文化芸術等がこどもの育ちを支えるために大切であることを認識し、こどもと共に、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第12条 市及び保護者等は、こどもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、遊びその他の体験又は年齢の異なるこどもや地域住民との交流を通して、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりに努めるものとする。

(子育て家庭への支援等)

第13条 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、

保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

- 2 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対し、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の職員等への支援等)

第14条 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該育ち学ぶ施設の職員等がこどもの権利を尊重し、こどもの健やかな育ちの推進に取り組むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

- 2 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、保護者、市民及び地域に対して、施設運営の情報提供を行い、互いに連携し、及び協働して、当該育ち学ぶ施設を運営するよう努めるものとする。

(こどもの状況に応じた支援)

第15条 市及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の身体的又は精神的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるとともに、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対しては、そのこどもの状況に応じ、こどもの意思を尊重し、こどもの最善の利益が優先された適切な支援を行うものとする。

(相談機能の充実等)

第16条 市は、こどもからの相談及びこどもについての相談に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、相談内容に応じ、相談者に対し必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、相談者が安心して相談することができるよう、こどもの視点での多様な相談機会の確保及び相談機能の充実に努めるものとする。

- 3 市は、市及び関係機関の相談窓口等の周知を図るものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、この条例及びこども施策の内容について、こども及びおとなが理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(調査、情報収集等)

第18条 市は、こども施策を推進するため、必要な調査、情報収集等を行い、得られた情報については、必要に応じて公表するものとする。

(計画の策定等)

第19条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとする。

- 2 この条例の運用状況及びこども施策の実施状況について、鹿児島市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第7号)第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。

(付則)

この条例は、令和5年5月5日から施行する。

**こどもの未来応援条例に関する
取組事例集**

令和7年3月発行

鹿児島市 こども福祉課 家庭福祉係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1260

こどもの未来

えん
応援条例に関する

取組事例集